

香川県自転車活用推進計画

令和5年3月

1. 総論

(1) 香川県自転車活用推進計画の位置付け

香川県は平地が多く、雨が少ないため、通勤や通学、買い物などで多くの人が自転車を利用している。本県における自転車の保有台数は約45万台¹で、1世帯当たりの保有台数は全国上位となっている。また、近年では、趣味やスポーツ、健康増進を目的とした利用者も増えている一方で、人口10万人当たりの自転車事故発生件数は、依然として全国ワースト上位が続いている。

こうした状況の中、香川県においては、これまで「自転車道の整備等に関する法律(昭和45年法律第16号)」に基づく自転車道の整備や、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)」に基づく放置自転車対策や交通事故防止対策等を推進してきた。

この結果、大規模自転車道については、塩江香川高松自転車道線、丸亀琴平観音寺自転車道線、香川坂出丸亀自転車道線の3路線(合計の延長約73km)が整備されている。また、交通安全施設等の整備に加え、自転車の交通ルールの周知と安全教育の推進、自転車利用者の交通違反に対する指導取締り等の実施により、香川県内における自転車乗用中の死者数は、統計上最も多かった53人(昭和45年)と比べて約10分の1の5人(令和4年)に減少する等、一定の成果を上げてきた。

また、平成30年4月1日から「香川県自転車の安全利用に関する条例(香川県条例第29号)」を施行し、自転車の安全利用を総合的かつ計画的に促進し

ている。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法(平成28年法律第113号。以下「法」という。)」が平成29年5月1日に施行された。

また、この基本理念に加え、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるという法の目的に則り、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、法第9条に基づいて、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として、第1次自転車活用推進計画が平成30年6月8日に閣議決定され、本県では、平成31年3月に香川県自転車活用推進計画を策定した。

その後、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、第2次自転車活用推進計画が令和3年5月28日に閣議決定された。

本計画は、前回計画に引き続き、法や国の計画に則し、法第10条に基づいて、本県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画として定めるものである。

(2)計画目的

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(3)計画区域

計画区域は、香川県全域とする。

(4)計画期間

本計画の上位計画となる第2次自転車活用推進計画は、関連する各種計画との連携を図る必要性を踏まえて、長期的な展望を視野に入れつつ令和7(2025)年度までの5年間とされており、本計画もこれに則し、令和9(2027)年度までの5年間とする。

(5)自転車を巡る現状及び課題

香川県における自転車を巡る現状及び課題は、次のとおりである。

(都市環境)

気候変動の深刻化に伴い、地球温暖化対策に関する世界的関心が高まっている中、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す本県においても、地球温暖化対策は喫緊の課題である。香川県内における温室効果ガス排出量の約17%²が自動車から排出されている中、香川県内の移動のうち自動車による移動が約7割³を占め、また距離帯別では10km以下が約8.5割⁴を占めることから、地球温暖

化対策や渋滞対策を進める上で、10km以下の自家用車利用を、公共交通機関の利用との組み合わせを含めた自転車の利用へ転換することが重要である。

自転車の利用促進を図るためには、自転車の利用環境を整えることが必要であるものの、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的とする自転車ネットワーク計画の策定は2市町(高松市(H20.11策定、R3.3改定)、宇多津町(H19.10策定))にとどまり、整備率も低い状況にある。この結果、平成25年から令和4年の間に、香川県内における自転車関係する事故件数は概ね6割減少しているが、人口当たりの自転車乗車中の交通事故発生件数は全国ワースト上位となっており、安全な自転車通行空間の確保が求められている。

自転車通行空間の確保に向けては、地域において自転車ネットワークを計画的に整備することが必要である。そのため、市町の定める自転車活用推進計画については、自転車ネットワークに関する計画の位置付けの明確化や当該計画に基づく整備促進などが必要である。

このような状況にあって、香川県においても全国的な傾向と同じく、自転車の交通手段分担率は減少傾向にあり、特に郊外部から中山間地域の自転車分担率が低い⁵。

今後、コンパクトシティの形成等のまちづくりを進める上で、身近でアクセシビリティの高い交通手段である自転車の利用促進は、地域を支える移動手段確保の観点から重要である。

（県民の健康増進）

平成28年県民健康・栄養調査によると、運動を習慣として行っている人の割合は、65歳以上では4割程度、20～64歳では2割程度であり、働き盛り世代が少なくなっている。

身体活動・運動は生活習慣病の予防に効果があり、例えば、10分程度の散歩を1日に数回行う程度の簡単な運動でも、肥満、糖尿病、高血圧、脳卒中、結腸がん、骨粗鬆症などに対する予防効果が認められており、健康上の効果が期待できる。

こうした身体活動・運動を推進するためには、歩行やサイクリング、スポーツなど体を動かすことを日常生活の中に組み込むことが必要である。

（観光地域づくり）

近年、訪日外国人旅行者のニーズが、「モノ消費」から体験型観光の「コト消費」へ変化しており、滞在コンテンツの充実が求められてきた。一方、訪日外国人旅行者の訪問先が、東京～大阪間のいわゆるゴールデンルートに集中しており、インバウンド効果を地域へ拡大することが重要な課題となっていた。

新型コロナウイルス感染症は、観光地域づくりにも大きな影響を及ぼし、サイクルツーリズムについても、特にインバウンドは厳しい状況となっている。インバウンドの需要回復を見据え、自転車を活用した観光地域づくりは有望であり、これまでサイクリストが休憩できる施設（サイクルオアシス）やブルーラインの整

備を行ってきたが、まだ十分とはいえない部分もあり、サイクリング環境の整備が課題となっている。

また、特に国内観光については、サイクルツーリズムが地域経済に与える効果として、日帰りであった場合の現地における消費額は小さいため、宿泊を伴う滞在に導く必要がある。

(安全・安心)

自転車に関係した交通事故は減少傾向にあるものの、令和 4 年の人口 10 万人当たりの自転車事故発生件数は全国ワースト7位となっている。このような状況の中、自転車の安全利用を促進するためには、「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき、交通安全教育を推進するとともに、自転車に関する交通ルールの周知のほか、ヘルメットの着用や自転車損害保険等への加入、自転車の点検整備の実施について促進を図っていくことが重要である。

特に、令和 4 年の自転車乗用中の死傷者のうち、65 歳以上の高齢者が占める割合は約 2 割である一方、死者に限ると、割合は 8 割となり、重点的な対応が必要である。さらには、過去 3 年間ではヘルメット非着用の自転車乗用中の死者のうち、約 4 割が頭部に致命傷を負っていることから、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を促すことが重要である。

また、自転車が加害者となる事故において全国的に高額賠償事例が発生していることを踏まえ、自転車損害保険等への加入促進を図ることも重要である。

さらに、東日本大震災その他の近年の大規模災害において、ガソリン不足や交通渋滞の状況下等における移動手段として自転車が有効に活用されていること等を踏まえて、自転車が有する機動性を活かすことにより、災害時、特に大規模災害時における地域の安全・安心を向上させることが必要である。

本計画では、自転車を巡るこれらの現状及び課題に対応するため、自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策に加え、その達成に向けて計画期間内に講ずべき必要な措置を定める。

1 2021年度自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書(2022.3(一財)自転車産業振興協会)より

2 香川県地球温暖化対策推進計画(R3.10)より

3、4、5 高松広域都市圏総合都市交通体系調査報告書(H27.3) 2. 現況分析編 より

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

法の目的や基本理念を踏まえるとともに、総論で述べた自転車を巡る現状及び課題に対応するため、以下のとおり4つの目標を掲げる。また、これらの目標達成のために、法第8条に規定されている自転車の活用の推進に関する基本方針及び法第9条に規定されている自転車活用推進計画を踏まえて、具体的に実施すべき施策を定める。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

香川県が目指すコンパクトなまちづくりに向け、都市構造の核をなす魅力的な拠点形成を図るとともに、都市構造の軸をなすネットワークの強化を図ることが必要である。この際、特に拠点内においては、モビリティの多様化も見据えつつ、それぞれの地域における公共交通や自転車を活用したベストミックスの実現を目指す。これにより、交通における自動車への依存の程度を低減させ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた交通分野の低炭素化や道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図る。このため、安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、自転車利用を促進する。

(実施すべき施策)

1. 市町における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。

2. 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を促進する。
3. 自転車通行空間上の違法駐車取締りの促進等により、自転車通行空間の確保を促進する。
4. シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。
5. 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を促進する。
6. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取り組みを促進する。

目標2 健康長寿社会の実現

日常生活における自転車利用も含めた生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や、生きがいのある豊かな生活の実現、県民の健康寿命の延伸等を目指す。このため、生活習慣病や身体機能低下を予防して、人生を健康に過ごし、QOL(生活の質)の向上に資するよう、自転車の利用促進につながるまちづくりと連携し、日常の身体活動量の増加・底上げを図る。

(実施すべき施策)

7. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進す

る。

8. 生活習慣病予防に対する身体活動・運動の効果についての正しい知識を普及する。

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進や、市民参加型サイクリングイベント等を通じた持続可能な観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を図る。

このため、市町及び関係者と連携して、ホスピタリティ(おもてなし)の提供を目指し、自転車の走行環境、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に取り組むことにより、ハード・ソフト両面から、サイクリング環境の創出を目指す。

また、本県のサイクリングルートのサービス水準が向上した段階で、これらについて、本県のサイクリングルートとしてブランド化を図り、サイクリングイベントの開催等とも連携したプロモーションに取り組むことにより、国内外のサイクリストの誘客を図る。

(実施すべき施策)

9. 市町と連携した走行環境の整備や、サイクルトレイン等によるサイクリストの受入環境の整備等により、安全かつ快適なサイクリング環境を創出し、サイ

クルツーリズムを推進する。

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

安全で安心な交通環境を創出するためには、自転車利用者、歩行者及び自動車等の運転者が互いに立場を尊重しながら道路を共用するという認識を持つことが重要であり、自転車利用者は自転車が軽車両であるという意識の下、交通ルールを遵守し、自己や周囲の者の身の安全を確保するとともに、歩行者に対する思いやりをもった運転を実践すること等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指す。

このため、自転車通行空間の整備を促進するほか、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により交通事故の削減を図る。あわせて、「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき、自転車利用者が加害者になった場合に備えて、被害者救済の観点から、自転車損害保険等への加入促進を図る。

さらに、災害時における自転車の有効活用を図ることにより、地域社会の安全・安心を向上させる。

(実施すべき施策)

10. 高齢者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進する。

11. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進するとと

もに、自転車の点検整備を実施するための広報啓発等の取組みを促進する。

12. 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。

13. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等における交通安全教室の開催等を推進する。

14. 市町における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。(実施すべき施策1の再掲)

15. 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を促進する。(実施すべき施策2の再掲)

16. 避難行動への活用等、災害時における自転車の活用により、危機管理体制の強化を図る。

17. 「香川県自転車の安全利用に関する条例」を改正し、令和4年4月1日から自転車損害保険等への加入を義務化したことに伴い、利用者等に対する情報提供をより一層強化し、保険加入を促進する。

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

2. で述べた自転車の活用の推進に関する施策を着実に実施するため、計画期間中に講ずべき措置について、別紙のとおり定める。

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

本計画に位置付けられた目標を達成するため、関係者(庁内各課、香川県警察本部、教育委員会等)が緊密に連携して施策の推進を図る。また、市町に対して、法第11条に基づく市町自転車活用推進計画の策定を促す。

(2) 計画のフォローアップと見直し

本計画について、施策の進捗状況等に関するフォローアップを行う。

また、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて、本計画の見直しを行う。

計画のフォローアップと見直しを行う際には、関係者による検討会を設置し、関係者が連携して行う。

(3) 広報活動等

本計画に基づく広報啓発を効果的かつ効率的に実施するため、自転車の魅力を多面的に訴求する等、戦略的な広報活動を展開する。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策	措置	担当課
<p>1. 市町における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。</p>	<p>1. 自転車活用推進計画に関する国等の情報を収集し、市町へ周知すること等により、市町における自転車活用推進計画の策定を支援する。</p> <p>2. 市町が策定する自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう、市町への働きかけを行う。</p> <p>3. 地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析等の情報を収集し、市町に周知する。</p>	<p>道路課</p> <p>道路課</p> <p>道路課</p>
<p>2. 歩行者、自転車及び自動車と適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を促進する。</p>	<p>1. 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）の趣旨を踏まえ、市町、公安委員会、道路管理者が連携して、自転車通行空間の整備を推進する。また、既に設置した矢羽根型路面表示等の適切な維持管理に努める。</p> <p>2. 道路構造令に規定した「自転車通行帯」の設置について、市町の条例への位置付けを促進する。</p> <p>(1-3の再掲)</p> <p>3. 地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析等の情報を収集し、市町に周知する。</p> <p>4. 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。</p> <p>5. 短中距離の移動においては自転車の利用を呼びかけるなど、環境保全及びCO₂の削減による地球温暖化防止に関する広報啓発を行う。</p>	<p>道路課</p> <p>交通規制課</p> <p>道路課</p> <p>道路課</p> <p>交通規制課</p> <p>環境政策課</p>
<p>3. 自転車通行空間上の違法駐車取締りの促進等により、自転車通行空間の確保を促進する。</p>	<p>1. 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐車禁止の規制の実施を検討する。</p> <p>2. 地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車取締りに係るガイドラインの定</p>	<p>交通規制課</p> <p>交通指導體</p>

	<p>期的な見直し・公表等を行い、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行うとともに、特に自転車走行指導帯設置区間における違法駐車取締りを積極的に推進する。</p>	
<p>3. 駐車監視員の適切な委託運用による取締りを強化し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進する。</p>		交通指導課
<p>4. シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。</p>	<p>1. シェアサイクルの普及促進のため、シェアサイクルを検討している市町等に対して情報提供・技術的な助言等を行ったり、サイクルポート設置の促進を図るため、サイクルポート設置を検討している市町に対して助言等を行う。</p> <p>2. 関係市町等に対して、鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置やサイクルポートの案内サインの設置を要請する。</p> <p>3. 公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。</p>	<p>道路課 都市計画課</p> <p>道路課 都市計画課</p> <p>道路課 都市計画課</p>
<p>5. 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を促進する。</p>	<p>4. 災害時のシェアサイクルの活用等について、市町への情報提供等を行う。</p> <p>1. 路上への駐輪場設置については、地域のニーズも参考にしつつ、国及び他県の動向を見ながら必要性を適切に検討する。</p> <p>2. 鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項に基づき、鉄道事業者に協力を求めていく。</p>	<p>危機管理課</p> <p>道路課</p> <p>交通政策課</p>
<p>6. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組みを促進する。</p>	<p>1. 市町が策定する自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備等が進むよう、技術的な支援を実施する。</p> <p>2. 道路管理者と公安委員会が連携して、最高速度30キロの規制区間と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」の整備を推進するとともに、これらの取組みに関する事例等について、市町に対して周知を図る。</p>	<p>道路課</p> <p>道路課 交通規制課</p>

	<p>3. 無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)に基づく無電柱化推進計画を踏まえ、無電柱化に合わせて安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。また、市町に対し、市町無電柱化推進計画の策定を推奨し、必要な技術的支援を積極的に行う。</p>	<p>道路課 都市計画課</p>
--	--	----------------------

目標2 健康長寿社会の実現

措置		担当課
<p>7. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進する。</p>	<p>1. サイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、公園等の有効活用等を促進する。 2. 令和3年3月16日から解禁されている、県内におけるタンDEM自転車公道走行について、状況に応じて、適切な利用の周知を図る。</p>	<p>都市計画課 交通企画課</p>
<p>8. 生活習慣病予防に対する身体活動・運動の効果についての正しい知識を普及する。</p>	<p>1. 特に身体活動・運動の不足している働き盛り世代を中心に、その重要性を啓発するとともに、身体活動の増加や運動習慣の定着に向け、地域や職場などを通じて実践につながる活動を支援するほか、インセンティブの提供等により、楽しみながら継続的に運動に取り組むことを支援する。</p>	<p>健康福祉総務課</p>

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

措置		担当課
<p>9. 市町と連携した走行環境の整備や、サイクルトレイン等によるサイクリストの受入環境の整備等により、安全かつ快適なサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。</p>	<p>1. 誰もが迷わず安全・快適に走行できる環境整備や自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくりを支援し、サイクリングルートの整備を図る。また、既に設置した路面表示や案内看板等の適切な維持管理に努める。 これらのサイクリングルートについて、県観光協会公式サイトやSNSの活用等により情報発信を強化し、国内外のサイクリストの誘客を図る。 2. 鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの県内取組事例等について、事業者に共有を図るとともに、取組みの検討を促す。 3. サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの充実や受入環境整備</p>	<p>観光振興課 道路課 交通政策課 観光振興課</p>

	等、地域の関係者が広域的に連携し、観光客の来訪・滞在促進や心身の健康面を含めた満足度向上に繋がる取組に対し支援を行う。	
--	---	--

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現		
施策	措置	担当課
10. 高齢者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進する。	1. 高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関し、必要に応じ、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。	交通企画課
11. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進するとともに、自転車の点検整備を実施するための広報啓発等の取組みを促進する。	1. 香川県自転車軽自動車高組合同連携し、自転車損害保険加入義務や自転車の点検に関する広報啓発活動を実施するほか、必要に応じ自転車安全整備士資格試験への支援を実施する。 2. 香川県自転車の安全利用に関する条例で義務付けられている自転車の点検整備について、リーフレット等により、条例の点検整備基準に基づく日常点検や定期点検の項目等の周知を図る。	交通企画課 くらし安全安心課
12. 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。	1. 市町、交通安全機関・団体と連携し、「自転車安全利用五則」や香川県自転車の安全利用に関する条例を活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。 また、配達目的での自転車利用ニーズの高まりも踏まえ、関係事業者等への交通安全対策の働きかけ等を推進する。 2. 自転車の安全利用について、「全国交通安全運動香川県推進要綱」において運動重点に盛り込む等、県民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。 3. 交通事故の被害軽減や被害者の救済等のため、交通関係機関・団体と連携のうえ、交通安全教育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者まで幅広い年齢層の自転車利用時におけるヘルメット着用や自転車損害保険等への加入促進を図る。 4. 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者に対する自転車運転者講習	くらし安全安心課 交通企画課 観光振興課 くらし安全安心課 交通企画課 くらし安全安心課 交通企画課

	<p>制度を的確に運用するため、その前提となる違反行為の登録を確実に行っていく。</p> <p>5. 交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図る。</p> <p>6. 自転車シミュレーターのほか、各種シミュレーターを搭載した交通安全教育車「まなぶちゃん」、KYT(危険予知トレーニング)教室など、自身の認知機能や身体機能の程度に応じた安全行動を学べる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。</p> <p>7. 自転車道、自転車通行指導帯などの自転車通行ルールについては、道路管理者と連携した広報啓発に努めるほか、自転車利用者対象の交通安全教室等においてその周知に努める。</p> <p>8. 自転車の交通ルール遵守について、県民の手本となるよう、関係機関・団体の職員等に対して、駐輪場等に啓発チラシ等を掲出する等自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底する。</p> <p>9. 運転免許取得時や更新時においては、自転車に関連する道路標識、標示の運転者教育を実施していくほか、自転車の安全利用を含めた交通安全教育用動画「次はあなたかもしれない～香川の交通安全は一人ひとりの意識から～」を活用した交通安全教育を推進する。</p> <p>(10-1の再掲)</p> <p>10. 高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関し、必要に応じ、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。</p> <p>11. 令和4年4月1日から、県内7地区8路線を「自転車指導啓発重点地区・路線」に選定しており、ホームページへの掲載や各種広報媒体を活用した広報啓発を強化する。</p> <p>また、警告に従わないなど、悪質・危険な自転車の違反行為については、徹底した検挙措置を講じることで、自転車の安全利用を図る。</p>	<p>くらし安全安心課 交通企画課</p> <p>交通企画課</p> <p>交通企画課 道路課</p> <p>交通企画課</p> <p>交通企画課</p> <p>交通企画課</p> <p>交通企画課</p> <p>交通企画課</p>
--	--	--

	<p>12. リヤカー牽引等の普通自転車以外の自転車については、歩道通行が不可である旨を含め、自転車は車道通行が原則とのルールを周知徹底し、警告に従わない右側通行等の危険な違反には検挙措置を講ずる。</p> <p>13. 運転免許更新時講習における教本「わかる身につく交通教本」等において、自転車安全利用五則を掲載しているなど、必要な自転車の交通ルールに関する教育を引き続き実施していく。</p> <p>14. 高齢者講習において使用する教本や交通安全教育用動画の中で、自転車乗用中の死者・負傷者数のうち高齢者の占める割合が高くなっていることや「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、高齢運転者に対して自転車の交通ルールの周知を図っていく。また、高齢者を中心に、身体機能や認知機能の変化を自覚し、安全な交通行動を促すため、各種シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p>	<p>交通企画課</p> <p>交通企画課</p> <p>交通企画課</p>
<p>13. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等における交通安全教室の開催等を推進する。</p>	<p>1. 交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。また、学校と警察等関係機関との連携した交通安全教育を推進する。</p> <p>2. 児童・生徒の年齢や発達段階に応じたきめ細かな交通安全教育を引き続き実施するとともに、海外を含む先進的な事例や手法については、積極的に関係機関へ周知する。</p> <p>3. 各市町の定める通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、学校、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施し、通学路の交通安全に資する改善を実施する。</p> <p>4. 高校生の自転車安全運転の知識やマナーを身に付ける講習を実施し、自転車運転免許を交付する。</p>	<p>保健体育課 交通企画課</p> <p>交通企画課</p> <p>道路課 交通規制課 保健体育課 総務学事課 保健体育課</p>
<p>(1. の再掲)</p> <p>14. 市町における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促</p>	<p>(1-1)の再掲)</p> <p>1. 自転車活用推進計画に関する国等の情報を収集し、市町へ周知すること等により、市町における自転車活用推進計画の策定を支援する。</p>	<p>道路課</p>

<p>進する。</p>	<p>(1-2の再掲) 2. 市町が策定する自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう、市町への働きかけを行う。</p>	<p>道路課</p>
	<p>(1-3の再掲) 3. 地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析等の情報を収集し、市町に周知する。</p>	<p>道路課</p>
<p>(2. の再掲) 15. 歩行者、自転車及び自動車と適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を促進する。</p>	<p>(2-1の再掲) 1. 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)の趣旨を踏まえ、自転車通行空間の整備を推進する。また、既に設置した矢羽根型路面表示等の適切な維持管理に努める。</p>	<p>道路課</p>
	<p>(2-2の再掲) 2. 道路構造令に規定した「自転車通行帯」の設置について、市町の条例への位置付けを促進する。</p>	<p>道路課 交通規制課</p>
	<p>(1-3の再掲) 3. 地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析等の情報を収集し、市町に周知する。</p>	<p>道路課</p>
	<p>(2-4の再掲) 4. 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。</p>	<p>道路課 交通規制課</p>
	<p>(2-5の再掲) 5. 短中距離の移動においては自転車の利用を呼びかけるなど、環境保全及びCO₂の削減による地球温暖化防止に関する広報啓発を行う。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>16. 避難行動への活用等、災害時における自転車の活用により、危機管理体制の強化を図る。</p>	<p>1. 災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、県内の土木事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化する。</p>	<p>危機管理課 道路課</p>

<p>17.「香川県自転車の安全利用に関する条例」を改正し、令和4年4月1日から自転車損害保険等への加入を義務化したことに伴い、利用者等に対する情報提供をより一層強化し、保険加入を促進する。</p>	<p>1. ポスター、チラシ、ウェブサイト等により、県民に対する自転車損害保険等への加入の必要性等に関する情報提供を行う。</p> <p>2. 企業の事業主や従業員等の自転車損害保険等への加入を促進するため、経済団体等を通じた広報啓発等を行う。</p> <p>3. 自転車販売業者に対し、自転車購入者に自転車損害保険等の加入状況を確認し、加入の必要性等について説明するよう、働きかけを行う。</p>	<p>くらし安全安心課</p> <p>くらし安全安心課</p> <p>くらし安全安心課</p>
---	---	---